

鴻巣市水道施設運転管理等包括業務委託

契約書（案）

令和4年10月

鴻巣市

業務委託契約書（案）

1. 委託業務名 鴻巣市水道施設運転管理等包括業務委託
2. 委託場所 鴻巣市内全域
3. 契約期間 令和5年2月1日から令和10年1月31日まで
(地方自治法第214条に基づく債務負担行為)
4. 委託料 金 [*****] 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 *****円)
令和4年度 年額 *****円 (月額 *****円)
令和5年度 年額 *****円 (月額 *****円)
令和6年度 年額 *****円 (月額 *****円)
令和7年度 年額 *****円 (月額 *****円)
令和8年度 年額 *****円 (月額 *****円)
令和9年度 年額 *****円 (月額 *****円)
ただし、令和9年度の最終月は、月額 *****円
5. 契約保証金 [添付約款第4条に記載のとおり、受注者の提案に基づくものとする。]
6. 支払方法 添付約款に記載のとおり

上記委託業務について、発注者 鴻巣市と受注者 [○○○ ○○○] とは、各々対等な立場における合意に基づいて、添付約款によって、この業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年〇月〇日

発注者 住所 鴻巣市中央1番1号

鴻巣市

氏名 鴻巣市長 原口 和久 印

受注者 住所

氏名 印

目 次

第1章 総 則	1
第2章 業務の範囲	2
第3章 モニタリング	8
第4章 委託料の支払い	9
第5章 契約の終了	10
第6章 危険負担	13
第7章 補 則	16
別紙1 (定義等)	
別紙2 (リスク分担表)	
別紙3 (受注者が付保する保険)	

鴻巣市水道施設運転管理等包括業務委託契約約款（案）

第1章 総 則

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、要求水準書及び要求水準を超える受注者の提案（以下「企画提案書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、業務委託契約（本約款及び実施要領書等並びに受注者「企画提案書」を内容とする水道施設運転管理等包括業務委託契約をいう。以下、「本契約」という。）を履行しなければならない。なお、本約款、実施要領書等、受注者「企画提案書」の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本約款、実施要領書等、企画提案書の順に優先するものとする。ただし、企画提案書が要求水準書に示された要求水準より厳格な場合又は望ましい水準並びに高位のサービス水準を定めた場合には、企画提案書が要求水準書に優先するものとする。
- 2 本契約に別段の定めがある場合を除き、実施要領書等に示されている情報及びデータは、発注者が知る限り正確である。発注者は、実施要領書等に示されている情報及びデータが不正確であった場合、当該情報及びデータが不正確であることに起因して受注者に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとする。ただし、受注者が当該情報及びデータが不正確であることを知っていた場合は、この限りではない。
- 3 発注者は、事業の実施、又は発注者が受注者に対して提示する条件に関する住民等からの苦情等については、自らこれらの対応及び解決を図るものとする。ただし、受注者の水道施設運転管理等包括業務に関する住民等への説明、又は住民反対運動、訴訟、要望等への対応は、受注者の責任と負担において行う。

（使用言語等）

第2条 本契約において用いる言語等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- (2) 本契約は日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令により解釈される。
- (3) 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- (4) 本契約の履行に関して発注者と受注者で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。
- (5) 本契約における期間の定めについては、特に定めがある場合を除き民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- (6) 本契約の履行に関して発注者と受注者で用いる時刻は、日本標準時とする。
- (7) 本契約における用語は、別紙1において定義される意味を有するものとする。

（書面主義）

第3条 本契約に基づく指示、請求、通知、報告、承諾、承認、通告、協議、合意及び解除は、

特に定めのある場合を除き、書面により行わなければならない。

(契約保証金)

第4条 受注者は、本契約の締結と同時に、契約保証金を納付し、又は受注者が保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

2 前項の保証にかかる契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託料（契約書に記載の委託料をいう。以下同じ。）の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が、当該保険証券を発注者に寄託したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

5 前各項の規定は、発注者が受注者に対し、本契約の保証を必要としない旨の意思を表示したときは、適用しないものとする。

6 第1項の規定による契約保証金は、本契約の終了後、受注者が発注者の検査に合格した場合には、契約保証金の支払事由がない限り、還付する。この場合、一切の利息は付さないものとする。

7 受注者が、本契約に基づいて発注者に対して損害金、賠償金又は違約金を支払う義務を負うときは、発注者は、受注者から差し入れられた契約保証金、又はこれに代わる担保等をもって、これに充当することができるものとする。

第2章 業務の範囲

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第5条 受注者は、本施設等が公共性を有することを十分理解し、本契約の履行にあたり、その趣旨を尊重するものとする。

2 発注者は、本契約の履行が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(本業務の範囲)

第6条 発注者は、本契約に従い、水道施設の運転管理及び保全管理等にかかる業務（以下「本業務」という。）を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。本業務の範囲は、次の各号のとおりとし、詳細は要求水準書によるものとする。

- (1) 水道施設運転管理業務（主たる業務）
- (2) 水道施設保全管理業務
- (3) 浄水場機械警備業務

- (4) 電気工作物保安管理業務
- (5) ユーティリティ調達・管理業務
- (6) 環境・安全衛生管理業務
- (7) 緊急事態対応業務及び危機管理業務
- (8) 打ち合わせ、立会い・設備養生業務

(業務履行期間)

第7条 発注者が受注者へ委託する本業務の実施期間（以下「業務履行期間」という。）は、令和5年2月1日から令和10年1月31日までとする。

- 2 契約を締結した日から令和5年1月31日までの期間を本業務の引継ぎに要する準備期間（以下「業務引継準備期間」という。）とし、受注者は、要求水準書に従い、引継ぎを受けるものとする。なお、引継に要する費用は、受注者が負担するものとする。

(関係法令の遵守)

第8条 受注者は、本業務の履行にあたり、鴻巣市水道事業で定める法令・規則・給水条例並びに別紙1のとおり、水道法、下水道法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、労働者災害補償保険法その他の関係法令を遵守しなければならない。

(善管注意義務)

第9条 受注者は、善良な管理者の注意義務をもって、本業務を実施しなければならない。

(許認可の取得等)

第10条 受注者は、業務引継準備期間において、本業務その他受注者が本契約の締結及び履行のために必要とされるすべての許認可を取得し、これを維持し、届出等を行わなければならない。

- 2 受注者は、本業務の実施にあたり、要求水準書に従い、本施設等に有資格者を配置しなければならない。
- 3 発注者は、本施設等を所有し、本施設等を稼働させ、維持管理等を行うために必要なすべての許認可・届出等を取得し、これを維持するものとする。

(再委託の禁止)

第11条 受注者は、本業務の主たる業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する主たる業務の委託又は請負は、すべて受注者の責任において行うものとし、委託を受けた者又は請け負った者の責に帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、受注者の責に帰すべき事由とみなす。

(業務総括責任者)

第12条 受注者は、次の各号のとおり、本業務の履行に関し、その管理を行う業務総括責任者を定め、その氏名その他必要な事項を、書面をもって発注者に通知しなければならない。また、

業務総括責任者を変更したときも、同様とする。

- 2 業務総括責任者は、本業務の実施を統括管理する。
 - (1) 現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行うこと。
 - (2) 契約書、要求水準書、その他関係書類により、業務の目的、内容等を十分理解して業務にあたること。
 - (3) 日常の業務執行状況を、随時発注者に報告するとともに、必要があれば協議を行うこと。
 - (4) 従業員（再委託先を含む）を教育し、技術の向上、事故の防止に努めること。
- 3 業務総括責任者は、実施要領書及び要求水準書に記載の資格を有する者でなければならない。

（監督員）

第13条 発注者は、受注者による本業務の履行を監督するとともに、受注者との連絡及び協議にあたらせるため、監督員を置くものとする。

- 2 発注者は、前項により監督員を置いたときは、監督員の職及び氏名を、書面をもって受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 3 監督員は、次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) 本契約の内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する回答
 - (2) 本契約の履行に関する受注者又は受注者の業務総括責任者との協議
 - (3) 受注者の業務総括責任者及び従事者を不適当と見なす場合の交替要求
- 4 前項の監督員の指示及び回答は、書面により行われるものとする。
- 5 本契約に定める書面の提出及び受領は、監督員により行われるものとする。

（施設等の現状確認及び使用）

第14条 施設等の現状確認は、次の各号のとおりとする。

- (1) 受注者は、令和5年2月1日前の業務引継準備期間において、本施設又は現地等が要求水準書による性状、規格、機能、品質、数量等と一致することを、発注者立会いの上、自らの費用で確認し、その結果を確認記録として発注者に提出するものとする。
 - (2) 確認記録の書式は、発注者と受注者で協議して定めるものとする。
 - (3) 受注者は、確認記録の提出後は、発注者に対して確認記録の内容が要求水準を満たしていないこと、また、本施設又は現地等の状況が確認記録に一致していないことを主張することはできないものとする。ただし、本施設又は現地等の状況と確認記録に不一致が存在すること及び当該不一致を本契約締結前に発見することが著しく困難であったことを、受注者が証明した場合はこの限りでない。
 - (4) この確認において、本施設又は現地等自体の不具合により要求水準の性能が未達成（以下「要求水準未達」という。）である場合には、かかる要求水準未達の性能が発注者又は発注者から指示を受けた者により是正されない限り、既に達成している性能に要求水準を変更して適用するものとする。
- 2 本契約に従い受注者が調達する義務を負うものを除き、発注者は、受注者による本業務遂行

にあたって必要な備品、機材、その他受注者が合理的に要求するものを無償で貸与又は支給するものとする。

- 3 受注者は、業務履行期間中、本施設等及び本件土地を本業務に必要な範囲において無償で使用する事ができる。
- 4 受注者は、本施設又は現地等を善良なる管理者の注意義務をもって、これを使用し、又は保存し、若しくは管理しなければならない。
- 5 本件土地の瑕疵により、受注者が本業務を行うことに関して増加費用が発生した場合は、発注者が負担する。

(貸与品等)

第15条 本業務の実施に際し、前条第3項の規定により発注者が無償で受注者に貸与する物品(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、引渡場所は、要求水準書別紙8に定めるところによる。

- 2 前項の規定により発注者が受注者に貸与する貸与品等につき、発注者は、受注者に所有権を与えるものではない。
- 3 受注者は、借用書を提出し、貸与品等の引渡を受けるものとする。
- 4 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意義務をもって使用し、又は管理しなければならない。
- 5 受注者は、本契約の定めるところにより、業務の完了、本契約の終了、契約期間等の変更等があった場合、貸与品等を速やかに発注者に返還しなければならない。
- 6 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失又はき損し、その返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、又は現状に復して返還しなければならない。

(業務実施計画の策定)

第16条 受注者は、本契約締結後、要求水準書等の定めるところにより、業務実施計画を策定し、業務実施計画書を発注者に提出し、発注者の承認を求めなければならない。

- 2 前項に基づく業務実施計画が不相当であると認める場合は、発注者は受注者に対し、その変更若しくは修正、又は業務実施計画書の再提出を求めることができる。

(計画の実施に伴う費用)

第17条 前条の業務実施計画書は、受注者の責任と費用により策定し、実施されるものとする。

(要求水準の変更)

第18条 発注者は、業務履行期間中に、合理的な理由により、要求水準の変更の必要が生じた場合には、要求水準書の変更を行うことができるものとする。受注者は、これを拒まないものとする。ただし、この場合において、発注者は、変更に関して受注者の意見を聴くよう努めなければならない。

- 2 前項の理由により要求水準書を変更し増加費用が生じた場合は、当該増加費用相当額を委託料相当分の支払額に算入するものとし、費用の減少が生じた場合には、当該減少費用相当額を

委託料相当分の支払額から減額するものとする。なお、この場合の支払額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。

- 3 受注者は、業務履行期間中に、要求水準の変更の必要が生じた場合には、合理的な理由を疎明して、発注者に対して要求水準書の変更を求めることができるものとする。
- 4 受注者は、前項の変更要求を行う場合には、発注者に対して協議の開催を申し出るものとし、発注者は、速やかに受注者との協議に応じなければならない。
- 5 受注者は、前項にかかる協議期間中も、本業務を実施しなければならない。
- 6 第4項に定める発注者と受注者の協議の結果、要求水準書の変更を行うことにつき協議が成立した場合には、要求水準書の変更を行う。この場合の支払額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。
- 7 要求水準書の変更が法令変更に起因する場合は第6章第2節（法令変更）の規定により、不可抗力に起因する場合は第6章第3節（不可抗力）の規定による。

（施設更新の請求）

第19条 受注者の責に帰すべき事由によらずに、本契約に基づく本施設等の修繕によりその機能が維持できないとき、若しくはその見込みがないとき、又は本契約に基づく本施設等の修繕により本施設等の機能を維持するために過分の費用を要すると認められるとき、又は発注者による本施設等の設計又は工事に起因する瑕疵があったときは、受注者は、発注者にその旨を合理的な理由の疎明とともに報告し、本施設等の更新を要請することができる。

- 2 前項の要請があったときは、発注者は、速やかに本施設等の現況を調査して更新の是非を判断し、その内容を受注者に通知しなければならない。なお、発注者が本項に従い本施設等を更新する費用は発注者が負担する。
- 3 第1項の要請があったにもかかわらず、発注者が必要な本施設等の更新を行わなかったため、受注者又は第三者に損害が生じた場合には、発注者は、その損害を賠償する責を負う。ただし、受注者に帰責事由がある場合には、発注者は、合理的な範囲において受注者に対して受注者が負うべき賠償額を委託料の支払額と相殺し、又は第三者に対し支払った賠償額を受注者に求償することができる。この場合、受注者は異議を述べないものとする。
- 4 受注者は、前各項にかかる要請等に要する期間及び発注者による更新期間中も、本業務を実施しなければならない。

（施設改良等）

第20条 本業務を効率的及び効果的に実施するため、受注者は、発注者の承認を受けて、自己の責任と費用により、本施設等の一部について、必要な変更又は改良を行うことができる。

- 2 本業務を効率的及び効果的に実施するため、受注者は、発注者の承認を受けて、自己の責任と費用により、計測システム、コンピュータシステム又はアセットマネジメントシステム等の導入等、本施設等内に必要な設備機器等を設置することができる。
- 3 前項の設備機器等を設置する場合、受注者は、機能に支障を来さない必要最小限の範囲で、自己の責任と費用により、本施設等に変更を加えることができる。この場合において、受注者は、当該変更の内容について、事前に発注者に通知し、その承認を得なければならない。

(改良施設の撤去)

第21条 受注者は、本契約が終了したときは、自己の責任と費用により、速やかに前条に基づき変更又は改良した本施設等を原形に復し、又は設置した設備機器等を撤去しなければならない。ただし、発注者が受注者との協議により、受注者に別段の指示等を行った場合は、この限りではない。

(ユーティリティ等の調達)

第22条 受注者は、要求水準書等の定めるところにより、自己の責任において、履行期間中において、本業務実施に必要となる薬品、通信、燃料等のユーティリティ等を調達しなければならない。

2 受注者は、発注者から受注者に貸与等されるものを除き、自己の責任と費用により、本業務の実施に必要となる消耗品、資機材、事務備品その他物品等を調達しなければならない。

(臨機の措置)

第23条 受注者は、気象情報等により水害又は土砂災害等のおそれがある場合には、内水又は外水を問わず浸水被害及び土砂崩れ等を防止するため適切かつ迅速な対応を行うものとする。

2 受注者は、災害防止のため必要があると認めるときは、業務実施計画書の手順に従い臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ、発注者に報告し、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

3 前項ただし書きの場合において、受注者は、発注者に対し自らとった措置の内容を措置後直ちに報告しなければならない。

4 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。なお、受注者はこれを拒むことができない。

5 受注者が第2項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者との協議により、発注者は応分の負担をするものとする。

(業務報告等)

第24条 受注者は、本業務の実施状況及び要求水準書等に規定されるその他の事項を記載した業務日誌、保守点検記録及び修繕等その他業務記録（以下「業務日誌等」という。）を作成し、本契約終了のときまで保管しなければならない。

2 受注者は、発注者の請求があるときには、業務日誌等を発注者の閲覧又は報告に供するものとする。

3 受注者は、本契約の終了に至るまで、毎月、当該月の末日から10日以内に、当該月の本業務の実施状況及び要求水準書等に規定されるその他の事項を記載した業務報告書を作成し、発注者に提出して、当該月の履行確認を受けなければならない。

4 受注者は、本契約の終了に至るまで、毎年度、当該年度の末日から10日以内に、当該年度の

本業務の実施状況及び要求水準書等に規定されるその他の事項を記載した業務報告書を作成し、発注者に提出して、当該年度の履行確認を受けなければならない。

- 5 受注者は、業務報告書の内容や提出手続き等について、要求水準書に基づき、業務実施計画書に定めるところに従うものとする。
- 6 受注者は、業務履行期間を通じて、本施設等の保守点検及び修繕その他業務上の留意点を記載した引継書を作成し、本契約が終了するまで、本施設等に保管するものとし、発注者の請求があるときは、発注者の閲覧又は報告に供するものとする。

第3章 モニタリング

(業務のモニタリング(履行監視及び評価))

第25条 発注者は、本契約、要求水準書等及び業務実施計画書に適合した適正かつ確実な本業務の実施を確保するため、受注者による本業務の実施状況及び業績(成果物及び出来形等)(以下「業績等」という。)について定期的に報告を求め、それぞれの業務の業績等が本契約、要求水準書等及び業務実施計画書に従い、当該業務にかかる要求水準を達成しないおそれのないこと又は達成していることの定期的な履行確認及び評価を行う。

- 2 モニタリング又はセルフモニタリングに必要な費用は、発注者又は受注者がそれぞれ負担する。ただし、発注者によるモニタリング実施に必要な発注者への提出書類の作成等の費用及び定期的な会議体等の設置・運営費用並びに追加モニタリングに必要な費用は、受注者が負担するものとする。また、必要に応じた第三者によるモニタリングに必要な費用は、発注者が負担する。
- 3 発注者及び受注者は、本契約の締結後速やかに、双方協議の上、モニタリング手法及び手順等を確定するものとする。

(要求水準未達又は業務上の債務不履行に関する手続き)

第26条 発注者は、前条に定める業績等のモニタリング(履行監視及び評価)の結果により、受注者による本業務が要求水準書等及び業務実施計画書に基づく要求水準を達成しない又は業務上の債務不履行のおそれがある、若しくは要求水準を達成しない(以下「要求水準未達」という。)又は業務上の債務不履行と判断した場合には、受注者に対して当該業務の改善要求措置をとるものとする。

- 2 前項による改善要求措置においては、受注者は、受注者の費用による追加モニタリングの実施により、発注者による改善及び復旧措置の確認及び評価を求めるものとする。
- 3 発注者は、前項の改善及び復旧措置の確認及び評価の結果から、要求水準未達又は業務上の債務不履行のおそれがある、又は要求水準未達又は業務上の債務不履行と判断した場合には、再度、受注者に対して当該業務の改善要求措置をとるものとする。発注者による改善及び復旧措置の確認及び評価は前項を準用する。
- 4 発注者は、受注者による前項の改善及び復旧措置によっても、要求水準未達又は業務上の債務不履行が一部の期間又は将来にわたって解消されないと判断した場合には、第28条に基づく

委託料の減額、第28条の2に基づく委託料の支払停止、第32条に基づく本契約の解除をすることができる。

第4章 委託料の支払い

(業務委託料の支払額の算定)

第27条 発注者は、受注者に対し、業務委託料として契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）を支払う。

2 前項の業務委託料は、業務委託料を履行期間60ヶ月で均等に除した額を毎月支払うものとし、端数が生じた場合は、最終月に調整し、支払うものとする。

(委託料の支払、減額及び返還)

第28条 発注者は、第25条に規定する業績等のモニタリング(履行監視及び評価)を実施し、要求水準未達又は業務上の債務不履行が生じていないことを確認した上で、第27条に定めるところにより、委託料の支払いを行うものとする。

2 本業務にかかる要求水準未達又は業務上の債務不履行が存在することが判明した場合、発注者は、受注者に支払う本業務にかかる委託料の額を減額することができるものとし、受注者はこれに異議を述べないものとする。

3 委託料の支払い後に業務報告書に虚偽の記載又は法令違反等があることが判明し、これを受注者に対して通知した場合には、受注者は、発注者に対して、当該虚偽記載又は法令違反等がなければ発注者が減額し得た本業務費相当分に相当する額につき、支払を受けた日から返還日までの日数に応じ、第51条において履行遅滞の場合の損害金に対して定められた割合で計算した額の損害金を当該減額し得た本業務費相当額に付して、速やかに返還しなければならない。

(委託料の支払停止)

第28条の2 本業務にかかる要求水準未達又は業務上の債務不履行と判断される事象に対する発注者からの改善勧告に対して改善及び復旧が行われていると認められない場合、発注者は受注者に書面で通知したうえで、その改善及び復旧が完了するまでの間、委託料の支払を停止することができる。

2 受注者により第1項に定める改善及び復旧が行われたと認められるときは、発注者は、第1項に基づき支払を停止していた委託料を、速やかに受注者に支払うものとする。ただし、この場合、支払を停止していた期間にかかる利息は一切付さないものとし、受注者はこれに異議を述べないものとする。

(物価の変更に基づく委託料の変更)

第29条 予期することのできない特別な事情により履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料の額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、年度途中においても委託料の額の変更を請求することができる。

第5章 契約の終了

(発注者による任意解除)

第30条 発注者は、本業務の必要がなくなった場合、本施設等の転用が必要となった場合又はその他発注者が必要と認める場合には、3か月前までに受注者に通知することにより、本契約を解除することができる。

(発注者の債務不履行による契約の解除)

第31条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者に対して書面により通知した上で本契約を解除することができる。

- (1) 発注者が本契約に基づいて履行すべき委託料の支払いについて、第28条に定める支払期限を経過してから2か月を過ぎても委託料を支払わないとき。
- (2) 発注者が、本契約に基づく重要な義務に違反し、かつ、そのことを受注者が発注者に対し疎明して通知した後、30日を経過しても当該違反を是正しないとき。
- (3) 発注者の責に帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。

(受注者の債務不履行等による契約の解除)

第32条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者に対して書面により通知した上で本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により、第7条に定める業務履行期間の初日から30日経過しても本業務の履行を開始できないとき又はその見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 受注者の責に帰すべき事由により、連続して10日以上又は1年間において30日以上、受注者が本業務の一部又は全部を行わないとき。
 - (3) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の履行が不能となったとき。
 - (4) 前3号に規定するもののほか、受注者が本契約又は法令に違反し、その違反により本契約の目的又は要求水準を達成することができないと認められるとき。
 - (5) 受注者が破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算のいずれかの手続について、権限を有する取締役会でその申立等を決議したとき又は第三者によってその申立がなされたとき。
 - (6) 受注者が、自らの事業を放棄し、30日以上にわたりその状態が継続したとき。
 - (7) 受注者が、本契約に基づく重大な義務に違反したとき。
- 2 発注者は、第26条（要求水準未達又は業務上の業務不履行に関する手続き）に基づき、受注者が実施する本業務の水準が要求水準を満たさない場合等、業務不履行が認められた場合には本契約を解除することができるものとする。
- 3 前2項に規定されるもののほか、受注者が本契約上の義務を履行せず、かつ、発注者が相当の期間を定めて催告してもなお受注者が履行しないときは、発注者は、本契約を解除すること

ができるものとする。

- 4 発注者は、受注者が第53条（権利義務の譲渡禁止）に違反し、委託代金債権を譲渡した場合には、直ちに本契約を解除することができるものとする。

（解除における損害賠償等）

第33条 第30条又は第31条の規定により本契約が解除された場合には、発注者は、受注者に発生した損害及び合理的な増加費用額を、損害金として受注者に支払うものとする。

- 2 第32条の各項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は、本業務費の残額相当分の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。ただし、第32条に基づく解除に起因して発注者が被った損害額が本項に定める違約金の額を上回るときは、受注者は、その差額を発注者の請求に基づき支払わなければならない。なお、受注者はこれに異議を述べないものとする。

- 3 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（契約終了時の事務）

第34条 受注者は、本契約が終了した場合又は解除された場合において、第20条及び第21条の定めるほか、本件土地又は本施設等内に、受注者が所有又は管理する材料、業務機械器具その他の物件（受注者から業務を請け負い、又は受託した者等の所有又は管理する物件を含む。）があるときは、自己の責任及び費用負担で当該物件等を直ちに撤去して原形復旧し、発注者の確認を受けなければならない。ただし、本契約が第30条又は第31条に基づいて解除される場合は、当該撤去に要する合理的な費用を発注者が負担する。

- 2 発注者は、前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件等を撤去しないときは、受注者に代わって当該物件等を撤去することができるものとする。この場合において、受注者は、発注者による撤去について異議を申し立てることができず、発注者による撤去に要した費用を負担しなければならない。

- 3 受注者は、本契約が終了する場合又は解除された場合において、発注者又は発注者の指示する者に、本契約の終了にかかる本施設等の機能確認を受けた後、本業務に必要な引継ぎを要求水準書等に従って行わなければならない。

- 4 受注者は、前項に従い本業務を引き継ぐにあたっては、通常の業務運営に支障のない状態を基準として、設備機器等の修繕又は更新の必要性を検討し、本施設等自体の機能とあわせて要求水準書等及び業務実施計画書に基づく要求水準を達成した状態で引き継ぐものとする。

- 5 発注者は、本契約が終了した又は解除された場合において、第3項に基づく受注者による本業務の引継ぎに先立ち、本契約が解除された日から10日以内に本施設等の機能の現況を検査しなければならない。この場合において、本施設等に受注者の責に帰すべき事由による損傷等が認められたときは、発注者は、受注者に対しその修補等の追完を求めることができるものとする。

- 6 受注者は、前項により発注者から本施設等の損傷等の修補等の追完を求められた場合、必要な修補等の追完を実施した後速やかに、発注者に対し、修補等の追完が完了した旨を通知しなければならない。発注者は、前項の通知を受領後10日以内に修補等の追完の完了の検査を行わなければならない。
- 7 受注者は、本契約が解除された場合、第24条第3項及び第4項の規定にかかわらず、第5項の業務をすべて終了した上で、業務終了から10日以内に、委託料の最終支払い対象期間の業務報告書を発注者に提出し、発注者の検査又は業務終了の確認を受けるものとする。
- 8 受注者による本業務の実施期間（対価の支払のない期間に限る。）が3か月に満たない場合には、発注者は、受注者の実施期間に応じて日割りした金額を受注者に支払うものとする。ただし、小修繕費及び計画修繕費は、既に実施した修繕業務に要した費用を支払うものとし、出来形（出来高）精算の対象となる業務に要した費用の一部と併せて出来形（出来高）精算を行うものとする。
- 9 本契約の終了又は解除の手続きに関する諸費用及び受注者の清算に必要な費用等は、本契約に別段の定めがある場合を除き、すべて受注者が負担する。

（保全（保存行為を含む）義務）

第35条 受注者は、本契約解除の通知の日から第34条第3項による本業務の引継ぎ完了のときまで、本施設等について、自らの負担で維持保全（保存行為を含む）に努めなければならない。

（関係書類の引渡し等）

第36条 受注者は、発注者に対し、第34条第3項による本業務の引継ぎ完了と同時に、発注者が合理的に要求した本業務に関して受注者が作成した一切の書類（データを含む）を引渡ししなければならない。

- 2 発注者は、前項に従い引渡しを受けた書類（データを含む）について、本施設等の維持管理のために無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、受注者は、発注者による、かかる図書等の自由な使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう、必要な措置をとるものとする。

（契約不適合責任）

第37条 第34条第3項による本業務の目的物又は成果物等の引継ぎの後に、本施設又は現地等の内容及び機能に契約で予定された性能及び品質等に適合しない契約不適合が存在することを発注者が発見したときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めて当該契約不適合の修補等の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条文において「請求等」という。）をすることができる。ただし、当該契約不適合が受注者による本業務に起因して発生したものでないことを受注者が証明したときは、この限りでない。

- 2 前項の請求等は、本業務の目的物又は成果等の引継後1年以内にしなければならない。ただし、その契約不適合が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合は、請求を行うことができる期間は10年とする。
- 3 前項の請求等は、発注者が、当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合を問う意思を

告げることで足りるものとする。

- 4 発注者が第1項に規定する契約不適合にかかる請求等が可能な期間（以下この条文において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年を経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 前各項の規定は、要求水準書等の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状等により生じたものであるときでも、受注者が、それらが不相当であることを知りながらこれを発注者に通知しなかった場合に準用する。

第6章 危険負担

第1節 一般的事項

（所有権）

第38条 受注者は、本施設等の所有権は、発注者に属することを確認する。

（リスクとその責任）

第39条 発注者及び受注者の業務の履行に伴い、発生が予測されるリスクとその責任分担については別紙2に定めるリスク分担表によるものとする。

（損害賠償）

第40条 受注者は、本業務の実施に際して、本施設等に損傷等を与えたときは、直ちに発注者へ報告し、その損害（ただし、第42条第1項に規定のある受注者が加入した保険によりてん補されるものを除く。）を賠償しなければならない。

- 2 受注者は、受注者の責に帰することができない事由による損傷等については、前項の規定による賠償の責を負わない。ただし、第三者による本施設等の損傷等の場合において、受注者が保険金を受領したときは、受注者は、当該受領した保険金を発注者に引き渡すものとする。
- 3 受注者は実施計画書に基づく本業務の実施に起因して発注者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

（第三者に及ぼした損害等）

第41条 受注者は、本業務の実施に起因して第三者に損害（ただし、第42条第1項に規定のある受注者が加入した保険によりてん補されるものを除く。）を及ぼした場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたもの及び受注者が善良なる管理者の注意義務を尽くしたにもかかわらずやむを得ない事由により生じたものについては、発注者が負担するものとする。

（保険加入義務）

第42条 受注者は、契約期間中、別紙3（受注者が付保する保険）に定める保険、その他必要な

保険を付保するものとする。

- 2 受注者が、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示し、発注者にその写しを交付しなければならない。

第2節 法令変更

(法令変更への対応)

第43条 発注者及び受注者は、法令変更により、本契約に基づく義務の履行ができなくなったとき、又は義務の履行に増加費用が発生するときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに相手方に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、通知を行った者は、通知を発した日以降、本契約に基づく義務を履行することが法令に違反する限度において本契約等に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、発注者及び受注者は、法令変更により相手方に発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 受注者が法令変更により業務の一部を実施できなかった場合には、発注者は、受注者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、委託料を減額することができるものとする。

(協議)

第44条 発注者及び受注者は、相手方から前条第1項の通知を受領した場合には、当該法令変更に対応するために、速やかに本契約等の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。

- 2 前項の協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から2か月以内に合意が成立しない場合は、発注者が法令変更に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本業務を継続するものとする。なお、受注者はこれに異議を述べないものとする。
- 3 前項の場合において、受注者に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害については、本業務に直接影響する法令変更の場合は発注者が、本業務に直接影響しない法令変更の場合は受注者が負担するものとする。ただし、受注者の利益にかかる税制度（法人税等）の新設又は改正等の場合は受注者の負担とし、その他の税制度の新設又は改正等の場合は発注者の負担とする。

(法令変更による契約の終了)

第45条 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、発注者が本業務の継続が困難と判断した場合（法令変更により本契約等の履行のために過分の費用を要すると判断した場合を含む。）には、発注者は、受注者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき本契約が解除されたことによって、受注者に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担は、前条の定めによるものとする。
- 3 第34条の規定は、第1項の規定による本契約の解除について準用する。

第3節 不可抗力

(不可抗力への対応)

- 第46条 受注者は、不可抗力により本施設又は現地等に損害が生じたとき、本契約に基づく義務の履行ができなくなったとき、又は増加費用が発生するときは、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちに発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の場合には、速やかに当該不可抗力による損害状況の確認のための調査を行い、その結果を受注者に通知するものとする。
 - 3 本契約に基づく義務の履行ができなくなったときは、受注者は、前項の通知を発した日以降、当該不可抗力により義務の履行ができなくなった限度において本契約等に基づく履行期日における履行義務を免れるものとする。ただし、受注者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、当該不可抗力により発生する増加費用及び損害を最小限にするよう努力しなければならない。
 - 4 受注者が当該不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合には、発注者は、受注者が当該業務を実施できなかったことにより免れた費用について、委託料から減額することができるものとする。なお、受注者はこれに異議を述べないものとする。

(協議)

- 第47条 発注者及び受注者は、前条第1項の場合には、当該不可抗力に対応するために速やかに本契約等の変更並びに増加費用及び損害の負担を含む対応方法について協議するものとする。かかる協議にもかかわらず、当該不可抗力が発生した日から2か月以内に合意が成立しない場合は、発注者が当該不可抗力に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者は、これに従い本業務を継続するものとする。
- 2 当該不可抗力により、受注者に生じた合理的な範囲の増加費用及び損害の負担について、要求水準書等で定められた要求水準を満たしていないことにより生じた損害及び増加費用については受注者が負担するものとし、要求水準を満たしているにもかかわらず受注者に生じた損害及び増加費用については、発注者が負担するものとする。ただし、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより受注者に生じた増加費用及び損害については、受注者が負担する。
 - 3 前項において、当該不可抗力に起因して損害が生じたことにより受注者が保険、保証、補償金等を受領した場合は、当該保険、保証、補償金等の額を発注者が負担すべき額から控除する。
 - 4 当該不可抗力により、発注者に生じた損害（本施設又は現地等の損壊を含む）は発注者が負担する。

(不可抗力による契約の終了)

- 第48条 前条の規定にかかわらず、本契約の締結後における不可抗力により、発注者が本業務の継続が困難と判断した場合（不可抗力により本契約等の履行のために過分の費用を要すると判断した場合を含む。）には、発注者は、受注者に対して書面により通知した上で、将来に向かって本契約を解除することができるものとする。
- 2 前項の規定に基づき本契約が解除されたことによって、受注者に生じた合理的な範囲の増加

費用及び損害の負担については、前条の定めによるものとする。

3 第34条の規定は、第1項の規定による本契約の解除について準用する。

第7章 補 則

(表明及び保証)

第49条 受注者は、発注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 受注者による本件業務の遂行が受注者に適用される一切の法令に違反しないこと。
- (2) 第32条第1項第5号に規定する事由が生じていないこと。
- (3) 公租公課を滞納していないこと。
- (4) 本業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受注者の知ることができる限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
- (5) 発注者から、指名停止の処分を受けていないこと。
- (6) 本契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて正確であること。

2 発注者は、受注者に対し、本契約締結日現在において、次の事実を表明し、保証する。

- (1) 債務負担行為の議会の議決その他本契約の締結に必要な手続きを、すべて完了していること。

3 前2項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。

4 第1項に基づく受注者の発注者に対する表明及び保証が、虚偽又は発注者に誤解を生ぜしめるものである場合には、発注者は、直ちに本契約を解除することができ、また、発注者に損失、経費（一切の弁護士費用を含むがこれに限られない。）その他の損害が生じている場合には、受注者は、これらを賠償するものとする。第2項に基づく発注者の受注者に対する表明及び保証が虚偽又は受注者に誤解を生ぜしめるものである場合も同様とする。

(秘密の保持と情報の開示)

第50条 発注者及び受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 第1項の定めは、契約期間満了後、解除その他の事由により本契約が終了した後も存続する。

3 発注者又は受注者は、本業務の履行に伴い知り得た情報、発注者及び受注者の活動についての重要な事項、事態、条件等に関し、新聞等の第三者へ情報を開示する場合は、事前に相手方の同意を必要とする。

(履行遅滞の場合の損害金)

第51条 受注者の責に帰すべき事由により、受注者が発注者に支払うべき金銭を支払期日までに

受注者が支払わない場合、当該未払額には、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年あたりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）による遅延利息を付する。

- 2 発注者の責に帰すべき事由により、第27条の規定による委託料の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年あたりの率は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）による遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（契約の変更）

第52条 本契約は、発注者と受注者の両者が書面により合意した場合にのみ契約内容を変更できるものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第53条 受注者は、発注者の事前の承諾がある場合を除き、本契約上の地位を移転し、又は権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

- 2 受注者は、本契約の目的物又は成果物（未完成のものも含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。
- 3 発注者は、本契約の目的物又は成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたりその内容等を変更することができる。

（著作物の使用等）

第54条 受注者は、本契約の目的物又は成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利は、著作権法の定めるところに従い、原則として発注者に属するものとするが、発注者と受注者の協議により、発注者と受注者の共有に帰属することができる。ただし、著作権法第21条から第28条までに規定する権利については、当該著作物の引渡しと同時に発注者に無償で譲渡する。

- 2 発注者は、本契約の目的物又は成果物が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該目的物又は成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該目的物又は成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、本契約の目的物又は成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。
- 4 受注者が当該目的物又は成果物の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するプログラムの著作物をいう。）について、発注者が、当該プログラム及びデータベースを利用することができることを、受注者は承諾するものとする。

（特許権等の使用）

第55条 受注者は、本業務に関し、特許権、実用新案権、意匠権その他法令によって保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者もその存在を知らなかったとき、又は知らないことにつき過失がないときは、その使用に関して要した費用は発注者の負担とする。

（個人情報の保護）

第56条 受注者は、本業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため、次の各号を厳守しなければならない。

- (1) 本契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除の後においても同様とする。
- (2) 発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。
- (3) 発注者が承諾した場合を除き、発注者の提供する個人情報を扱う業務は定められた場所で行い、個人情報を持ち出してはならない。
- (4) 発注者の提供する個人情報及び本契約による業務を処理するため収集・作成した個人情報を目的の範囲を超えて利用してはならない。
- (5) 発注者の提供する個人情報及び本契約による業務を処理するため収集・作成した個人情報を第三者に提供してはならない。
- (6) 発注者の提供する個人情報及び本契約による業務を処理するため収集・作成した個人情報を発注者の承諾なくして複写又は複製してはならない。
- (7) 本契約による業務を処理するため発注者から提供され、又は受注者が収集し、複製し若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- (8) 発注者の提供した個人情報及び本契約による業務を処理するため収集及び作成した個人情報を漏えい、き損又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- (9) 本契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（通知）

第57条 本契約に規定された通知は、本契約に別段の定めがある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を送達過程が記録できる様式等で郵送するものとする。

2 発注者の受注者に対する通知は、発注者の定める方式により受注者が発注者に届け出た場所に対して行うものとする。

3 前項の届出内容に変更があった場合、受注者は、速やかに発注者に届け出なければならない。

(公租公課)

第58条 本契約に関して生じる公租公課は、すべて受注者の負担とする。発注者は、委託料に含まれる消費税及び地方消費税を支払うほか、本契約に関連するすべての公租公課について、別段の定めがある場合を除き、負担しないものとする。

(管轄裁判所)

第59条 本契約に関する紛争は、さいたま地方裁判所を第一審とする専属的管轄に服することに同意する。

(本契約に定めのない事項及び解釈の疑義)

第60条 本契約書若しくは要求水準書等に定めのない事項は、鴻巣市標準業務委託契約約款（令和3年4月1日改正）を準用する。

2 本契約書若しくは要求水準書等の解釈について疑義が生じた場合、その都度、発注者及び受注者が信義誠実に協議の上、これを定めるものとする。

別紙 1 (定義等)

鴻巣市水道施設運転管理等包括業務委託

定義集

- (1) 「本業務」とは、要求水準書等に定める「鴻巣市水道施設運転管理等包括業務委託」にかかる業務の総称をいう。
- (2) 「主たる業務」とは、本契約にかかる本業務のうち、第11条に基づく再委託が禁止された業務で、受注者自ら（共同企業体の構成員を含む。）が履行しなければならない業務である。
- (3) 「業務実施計画書」とは、要求水準書に定める本業務の実施計画書及び年間業務実施計画書並びに月間業務実施計画書をいう。
- (4) 「月間業務実施計画書」とは、要求水準書に定める翌月の本業務に関する計画書をいう。
- (5) 「年間業務実施計画書」とは、要求水準書に定める本施設等の翌事業年度の本業務に関する計画書をいう。
- (6) 「発注者」とは、鴻巣市をいう。
- (7) 「企画提案書」とは、鴻巣市水道施設運転管理等包括業務委託にかかる募集手続において、受注者が提出した提案書をいう。
- (8) 「事業年度」とは、毎年4月1日から翌年3月31日をいう。
- (9) 「成果物」とは、業務委託契約に関して要求水準書等及び発注者の要求に基づき作成され、受注者から発注者に提出された一切の書類、図面、写真、映像等の成果の総称をいう。
- (10) 「年間業務実施計画書」とは、要求水準書に定める本施設等の翌事業年度の本業務に関する計画書をいう。
- (11) 「業務のモニタリング（履行監視及び評価）」とは、受注者による本業務の実施状況及び業績（成果物及び出来形等）について、当該業務にかかる要求水準を達成しないおそれのないこと又は達成していることの定期的な履行確認（履行監視を含む）及び評価（以下「モニタリング」ともいう。）を行うことである。
- (12) 「モニタリング」とは、要求水準書等及び業務実施計画書に定められた水準が満たされているか否かの履行監視（定期的な履行確認を含む）及び評価をいう。
- (13) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、テロ、その他の通常の予想を超えた自然的又は人為的な事象（ただし、要求水準書又は受注者提案に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）であって、発注者及び受注者双方の責に帰すことのできない事由をいう。
- (14) 「法令変更」とは、業務委託契約の締結後に法令が変更され、又は新設されることをいう。
- (15) 「実施要領書」とは、鴻巣市水道施設運転管理等包括業務委託に関する実施要領書をいう。
- (16) 「要求水準書」とは、鴻巣市水道施設運転管理等包括業務委託に関する要求水準書をいう。
- (17) 「実施要領書等」とは、実施要領書及び要求水準書並びに発注者が事業者募集手続き中に公表したこれにかかる質問回答をいう。
- (18) 「要求水準書等」とは、要求水準書及び受注者提案をいう。
- (19) 「本業務」とは、鴻巣市水道施設運転管理等包括業務委託をいう。

- (20) 「本施設等」とは、要求水準書 1.3対象施設の概要に示す対象施設をいう。
- (21) 「本件土地」とは、要求水準書1.3対象施設の概要に示す本施設等の所在する土地をいう。

関係法令等一覧表

- ・ 民法
- ・ 商法
- ・ 会社法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 河川法
- ・ 電気事業法
- ・ 電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）
- ・ 電気用品安全法
- ・ 電気通信事業法
- ・ 消防法
- ・ 環境基本法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 埼玉県生活環境保全条例
- ・ 悪臭防止法
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設事業に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 内線規程
- ・ 電力会社供給規定
- ・ 浄化槽法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 労働者災害補償保険法
- ・ 職業安定法
- ・ 個人情報保護に関する法律
- ・ 公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・ 鴻巣市上下水道給水条例
- ・ 鴻巣市上下水道給水条例施行規則
- ・ 鴻巣市水道事業会計規程
- ・ その他関係法令、施行規則、監督官庁からの指示命令等

以 上

別紙2（リスク分担表）

損失リスク		損失リスクの内容	リスク負担者	
分類	種類		発注者	受注者
契約	公募関係書類リスク	公募関係書類（要求水準書等）の誤りや、内容の変更	○	
		公募関係書類（要求水準書等）に対する受注者の理解の誤り		○
	業務範囲変更リスク	委託業務期間中の業務範囲の変更等	○	
	契約締結リスク	受注者の責による、契約の締結不能、又は契約の延期		○
上記以外の契約の締結不能、又は契約の延期		○		
制度	法令等の変更リスク	本業務に直接関係する法制度・許認可等の新設・変更	○	
	税制度変更リスク	広く全般に影響を及ぼす税制度の変更	○	
		受注者に影響を及ぼす税制度の変更		○
指導	行政指導リスク	受注者の責による、行政指導（規制・指導など）		○
		上記以外の行政指導（規制・指導など）	○	
社会	第三者賠償リスク	受注者の責による、賠償に関するもの		○
		上記以外の賠償に関するもの	○	
	住民対応リスク	受注者の責による、住民対応に関するもの		○
		上記以外の住民対応に関するもの	○	
	環境問題リスク	受注者の責による、環境基準違反、水道施設及び周辺の環境汚染によるもの		○
		受注者の責によらない、環境基準違反、水道施設及び周辺の環境汚染によるもの	○	
	個人情報漏洩リスク	受注者の個人情報の保護に関する義務		○
発注者の個人情報の保護に関する実施機関としての責務		○		
自然	不可抗力（災害など）リスク	不可抗力による水道施設の損害の発生に関するもの	○	
		不可抗力の発生時に、明らかに受注者の対応の責による損害の発生に関するもの		○

損失リスク		損失リスクの内容	リスク負担者	
分類	種類		発注者	受注者
経済	物価変動リスク	事業期間中のインフレーション・デフレーションに関するもの	○	○
財務	財務リスク	受注者側の倒産等に関するもの		○
		発注者側の支払遅延、不払等に関するもの	○	
	業務中止リスク	受注者の責により業務を中止する場合		○
		不可抗力による契約の解除	○	○
		上記以外により業務を中止する場合	○	
業務全般	業務管理リスク	事業者（管理者）としての責務	○	
		労働災害の発生		○
		業務範囲の統括的管理		○
		業務履行計画書及び業務計画書（月間・年間）の策定		○
		契約基準の順守、水準値を確保するために必要な施策の実施		○
		事故や災害に備えた必要な予防策の実施		○
		業務従事者に対する労務、安全、教育及び訓練の実施		○
運転管理	要求水準リスク	発注者の水道技術管理者の下で、要求された水質、水量、水圧の水準の確保		○
		受注者の責による要求水準の未達		○
		受注者の責によらない（水質変動や発注者による指示の不備）要求水準の未達	○	
	運転業務リスク	設備の運転状況を監視し、必要な操作調整を行い、適切な施設の運転に努める		○
		施設の巡視点検を行い、異常の早期発見に努める		○
		設備の省エネ運転を検討し、施設の運転に必要な薬品等のユーティリティに対する低コストの追求とコスト縮減に努める		○
	保守点検リスク	設備機器の機能を確保するために行う日常、定期、臨時の一般点検及び法令に定められた法定点検の実施		○
		設備機器が正常に機能するために必要な消耗部品やフィルター類の交換、必要な油脂の補給や機械調整の実施		○
	薬品管理リスク	薬品の在庫管理の徹底及び薬品庫の施錠による盗難防止対策の実施		○

損失リスク		損失リスクの内容	リスク負担者	
分類	種類		発注者	受注者
運転管理	環境整備リスク	業務履行計画書に基づく、施設外構の清掃や植栽の手入れ、清掃や除草、不要物の整理の実施		○
	物品管理調達リスク	施設の運転に要する薬品等ユーティリティの調達と適正な管理		○
		施設の運転に必要な薬品等のユーティリティの購入検討を行い、低コストの追求とコスト縮減に努める		○
	緊急時対応リスク	災害や事故の緊急時初動対応により、二次災害の防止を図る		○
		受注者の初動対応に対する費用		○
		業務や性能に影響を及ぼすような突発的な不具合が発生した場合、被害を最小限にとどめるための措置の実施		○
	盗難・侵入防止リスク	施設の機器や備品等の盗難防止及び関係者以外の施設への侵入防止に努める		○
	地域活性化リスク	地域活動への参加による、地域の活性化への協力に資するとともに、地域業者の育成に努める		○
説明対応リスク	発注者の指示等による住民や見学者への説明対応		○	
責任分担	経費負担リスク	委託業務の範囲外の補修工事	○	
		受注者による水道施設の不適切な補修並びに維持管理による補修費の増大		○
		発注者提供データの誤り等に起因した薬品等のユーティリティ費の増大	○	
		薬品等のユーティリティ関連単価の上昇	○	○
		受注者による水道施設の不適切な改良、修繕や不適切な運転操作等による事故の発生に関するもの		○
		経年劣化等の上記以外の事故の発生に関するもの	○	
	事故リスク	受注者による水道施設の不適切な改良、修繕や不適切な運転操作等による事故の発生に関するもの		○
		経年劣化等の上記以外の事故の発生に関するもの	○	
緊急対応費用リスク	受注者の緊急時の役割分担の範囲内での費用の増大		○	
	上記以外の緊急対応に係る費用の増大	○		

別紙 3（受注者が付保する保険） 契約約款第42条関係

【本別紙 3 は受注者の提案内容に基づき作成することを基本とする。】

[ただし、受注者は、少なくとも、参考として以下に示す保険に加入しなければならない。]

受注者は、自らの負担で、業務を開始する前日までに下記の条件による賠償責任保険に加入し、業務期間中において毎年度更新しなければならない。

(1) 請負作業の遂行中に他人の生命、身体を害し、又は財物を損壊したことにより被保険者が負担する法律上の賠償責任を保証するもの。

(てん補限度額) 対人:1億円以上/1名 1億円以上/1事故

対物:1億円以上/1事故

(免責金額) 10万円/1事故

(2) 被保険者

被保険者が行った業務上の不注意によって、施設、設備等が被る損害を保証するもの。

(てん補限度額) 対人:1億円以上/1事故

(免責金額) 10万円/1事故